

令和6年度報酬改定に係る周知事項

- ① 令和6年より義務化されるもの（令和3年報酬改定時の経過措置が終了するもの）
 - (1) 高齢者虐待防止のための措置（運営規定への記載）
 - ・虐待の発生または再発を防止するための委員会の開催
 - ・虐待防止のための指針の整備
 - ・研修の実施
 - ・担当者を定めること
 - (2) 感染症対策の強化
 - ・感染症対策委員会の開催
 - ・感染症対策の指針の整備
 - ・研修の実施
 - ・訓練（シミュレーション）の実施
 - (3) BCP（業務継続計画）策定
感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害の関する具体的計画の作成を行うこと。
 - (4) 認知症介護基礎研修の受講義務
介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。
- ② 介護予防支援の指定
居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることが可能となる。
鹿沼市では令和6年4月1日より受付を開始。（令和6年5月1日付け事業所指定）
 - ・現在「居宅介護支援事業所」の指定を受けている事業者が対象。
 - ・管理者は主任介護専門員とすること。
 - ・介護支援専門員のためのみの配置で事業実施することを可とする。
- ③ 運営規定・重要事項説明書のネット掲示
令和7年度以降、運営規定の概要等の重要事項等については、書面掲示に加えて、インターネット上ウェブサイトでの情報閲覧ができるようにしなければならない。
※法人のホームページ等又は情報公表システムへの掲示・公表
- ④ 医療機関との連携（地域密着型特別養護老人ホーム・グループホーム）
年1回以上の協力医療機関との急変患者対応に関する協議及び指定権者への協力医療機関名の報告を義務づける。（様式は別紙3のとおり）